府　令

○内閣府令第二号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十五号）の施行に伴い、内閣府関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する公社管理道路運営権者が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十二条第一項の規定により法第二十八条第一項に規定する認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）第六条第一号の規定の適用については、同号中「法第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨及びその金額又はその金額の決定方法」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第十項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とする。	構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二十八条の三第一項に規定する公社管理道路運営権者が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二十二条第一項の規定により法第二十八条の三第一項に規定する認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約を締結する場合における民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成二十三年内閣府令第六十五号）第六条第一号の規定の適用については、同号中「法第二十条の規定により費用を徴収する場合には、その旨及びその金額又はその金額の決定方法」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条の三第十項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」とする。

附　則

この府令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月二十七日）から施行する。

○内閣府令第三号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年一月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第十九条の二**　法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ⑴、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。 ［一～四　略］ 五　銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 イ　［略］ ロ　銀行の有する債権（別紙様式第三号又は第三号の二中の貸借対照表の社債（当該社債を有する銀行がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募による	（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） **第十九条の二**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ イ　［同上］ ロ　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額